

個人住民税の特別徴収 Q & A

Q 1 特別徴収は、しなくてはいけないのですか？

- A 1 特別徴収は、法令により事業主の方に義務づけられています。
（地方税法第321条の4および各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収することになっています。）

Q 2 特別徴収は、手間がかかりそうなのですが。

- A 2 個人住民税の税額計算は、市町村が行いますので、所得税のように事業主の方が税額を計算したり、年末調整をする手間はかかりません。
また従業員が常時10人未満の事業所の場合は、申請により年12回の納期を2回にする制度（「納期の特例」）を利用できます。

Q 3 特別徴収をするメリットはあるのですか？

- A 3 従業員の方にとっては、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納め忘れる心配がありません。
また、特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくて済みます。

Q 4 アルバイトやパートであっても、特別徴収しなければなりませんか？

- A 4 しなければなりません。
従業員が、前年中に給与支払いを受けており、かつ、年度の当初（4月1日）において給与の支払を受けている場合は、原則として特別徴収となります。
ただし、福井県においては、次のような従業員については普通徴収が認められますので、所定の手続きを行ってください。（チラシ参照）
- ・ 総従業員数が2人以下
 - ・ 他の事業所で特別徴収を行っている
 - ・ 給与が少なく税額が引けない（年間の給与支払額が93万円以下）
 - ・ 給与の支払いが不定期（給与の支払いが毎月でない）
 - ・ 個人事業主の事業専従者
 - ・ 退職者、休職者又は退職予定者（退職予定の場合は5月末日まで）
 - ・ 1年未満の契約社員

Q 5 従業員が退職・転勤したときはどうしたらよいですか？

- A 1 退職・休職または転勤など、従業員に異動があったときには、異動届出書を市町村に提出してください。
異動届出書は、異動が生じた翌月の10日までに提出してください。（提出期限は、市町村によって異なります。）